

## 亀山市公告第13号

次のとおり一般競争入札を行うので、亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第4条の規定により公告する。

令和7年2月28日

亀山市長 櫻井 義之

### 1 入札に付する事項

- (1) 市有財産（土地）の売却
- (2) 物件

ア 物件番号1 亀山市関町新所字東町北1839番1、1839番5及び1840番5

イ 物件番号2 亀山市関町新所字西町北1598番2

### 2 契約の内容を説明する日時及び場所

- (1) 日時

令和7年2月28日から同年3月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 場所

亀山市本丸町577番地

亀山市役所本庁舎2階 総務財政部財務課契約管財グループ

### 3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札の日時

ア 物件番号1 令和7年3月26日 午前10時

イ 物件番号2 令和7年3月26日 午前10時30分

- (2) 開札の日時

令和7年3月26日 入札後直ちに実施

- (3) 入札及び開札の場所

亀山市本丸町577番地

亀山市役所西庁舎3階 第7会議室

### 4 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札までに納付すること。

(2) 契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。

## 5 入札者に必要な資格に関する事項

入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、参加申込書を提出した日から落札決定日までの間において、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(2) 市税等を滞納している者

(3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定による破産手続開始の申立てをした者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による会社更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをした者であって、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていないもの

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員

(7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する者

(8) 18歳未満の者

## 6 入札の無効に関する事項

この公告に示した参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、亀山市契約規則第13条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当する入札を行った者の入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者及び落札候補者としていた場合は、落札及び落札候補の決定を取り消すものとする。

なお、参加資格を確認された者であっても、参加資格確認申請書の提出日から落札決定日までの期間中に、亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）に基づく資格（指名）停止を受ける等、5の入札者に必要

な資格に関する事項のただし書各号のいずれかに該当する者は、参加資格のない者とする。

7 予定価格（最低売却価格）

(1) 物件番号1 3, 640, 000円

(2) 物件番号2 4, 230, 000円

8 その他

この公告に定めるもののほか、入札に関し必要な事項は、令和6年度一般競争入札による市有財産（土地）売却入札要領の定めるところによる。